

様式第1号の1（第6条関係）（保有個人情報の開示決定等に係る諮詢書）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく保有個人情報の開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした実施機関 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求 (審査請求人の種別) <input type="checkbox"/> 開示請求者 <input type="checkbox"/> 反対意見書提出者	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報開示決定等通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 弁明書（写し） ⑤ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑥ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑦ 開示の実施を行った保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」及び3の「(審査請求人の種別)」については、該当するものの□をチェックする。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（法第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載する。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示することが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注3) 6の⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第1号の2（第6条関係）（保有個人情報の開示請求に係る不作為に係る諮詢書）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である開示請求の内容	
2 処理期間	開示請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 開示決定等の案 ⑦ 開示しようとする保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 4の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「開示決定をすることが適當と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注2) 6の⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第1号の3（第6条関係）（保有個人情報の訂正決定等に係る諮詢書）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく保有個人情報の訂正決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした実施機関 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定等通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 弁明書（写し） ⑤ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑥ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑦ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当するものの□をチェックする。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注3) 6の⑦の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第1号の4（第6条関係）（保有個人情報の訂正請求に係る不作為に係る諮詢書）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第90条の規定に基づく保有個人情報の訂正請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である訂正請求の内容	
2 処理期間	訂正請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 訂正決定等の案 ⑦ 訂正しようとする保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 4の「諮問の理由」については、例えば、「訂正請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「訂正決定をすることが適當と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注2) 6の⑧の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第1号の5（第6条関係）（保有個人情報の利用停止決定等に係る諮詢書）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく保有個人情報の利用停止決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした実施機関 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定等通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 弁明書（写し） ⑤ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑥ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑦ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当するものの□をチェックする。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注3) 6の⑦の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第1号の6(第6条関係)(保有個人情報の利用停止請求に係る不作為に係る諮詢書)

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢書

個人情報の保護に関する法律第98条の規定に基づく保有個人情報の利用停止請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である利用停止請求の内容	
2 処理期間	利用停止請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	<ul style="list-style-type: none">① 保有個人情報利用停止請求書（写し）② 審査請求書（写し）③ 弁明書（写し）④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合）⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合）⑥ 利用停止決定等の案⑦ 利用停止しようとする保有個人情報（写し）⑧ その他参考資料
7 諮問庁担当課所、担当者名、電話、住所等	

(注1) 4の「諮問の理由」については、例えば、「利用停止請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「利用停止決定をすることが適當と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

(注2) 6の⑧の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第2号の1（第8条関係）（諮問の取下げ1）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮問序名 印

諮問の取下げについて

諮問（諮問第〇号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあつたので（※）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

- 審査請求取下書（写し）
- （「審査請求の取下げ」以外の諮問取下げの理由を示す資料の名称）

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇〇

※ 諒問の取下げの理由が行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る開示決定等の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があつた場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式第2号の2（第8条関係）（諮詢の取下げ2）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

諮詢の取下げについて

諮詢（諮詢第〇号）に係る審査請求事件について、当該保有個人情報の全部を開示することとしたので、当該諮詢を取り下げます。

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第3号の1（第8条関係）（審査会意見の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

諮問序名様

埼玉県個人情報保護審査会印

諮問案件に係る意見について（通知）

当審査会において下記1の諮問案件について調査審議しているところですが、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第8条第4項の規定に基づき、答申に先立ち、下記2のとおり当該案件に対する意見を通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濻問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 意見の内容

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第3号の2（第8条関係）（審査会意見の写しの送付）

○○○第○○○○号

○年○月○日

○○○○ 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

諮問案件に係る審査会意見の写しの送付について

下記の諮問案件については、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第8条第4項の規定に基づき、答申に先立ち、諮問庁に対して意見を通知したので、当該意見の通知の写しを送付します。

記

諮問案件：諮問第○号

内 容：○○○○○○○○

担 当：○○○○

連絡先：○○○○

[注] 様式第3号の1により諮問庁に通知した意見の写しを添付する。

様式第4号（第9条関係）（口頭説明の求め）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

諮問序名 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

口頭説明の求めについて

下記1の諮問案件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条において準用する同法第74条の規定、又は同法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に担当職員を出席させてください。

記

1 濟問案件

濟問番号：濻問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

（1）日時

〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時まで

（2）場所

埼玉県個人情報保護審査会会議室（県政情報センターフラフ室）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第5号（第10条関係）（インカメラの求め）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

質問序名 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

開示決定等に係る保有個人情報の提示の求めについて

個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第1項の規定に基づき、開示決定等に係る下記の保有個人情報の提示を求めます。

記

〇〇〇〇（質問第〇号に係る保有個人情報）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第6号（第11条関係）（ウォーンインデックスの求め）

○○○第○○○号

○年○月○日

諮詢序名 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

資料の作成及び提出の求めについて

個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第3項の規定に基づき、下記1の保有個人情報の内容を、下記2の方法により分類・整理した資料を作成し、下記3のとおり提出することを求めます。

記

- 1 保有個人情報
○○○○（諮詢第○号に係る保有個人情報）
- 2 分類・整理の方法
別添作成要領のとおり
- 3 提出期限等
(1) 提出期限
○年○月○日 (○)
- (2) 提出する資料の取扱い

提出された資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき閲覧又は写し等の交付を行うことがあり得るので、その適否についての考え方を、別紙「提出する資料の取扱いについて」に記入し、提出資料に添付してください。

なお、別紙において、審査請求人及び参加人の閲覧又は写し等の交付を行うことにつき「差支えがない」旨の回答のあった場合には、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、審査請求人及び参加人に対し、個人情報の保護に関する法律施行条例第17条第1項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

(別紙)

諮問第〇号

提出する資料の取扱いについて

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮問序名

この度、埼玉県個人情報保護審査会に提出する資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、審査請求人及び参加人の閲覧又は写し等の交付を行うことは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。
(適当ではない理由)



様式第7号（第12条関係）（主張書面等の提出の求め）

○○○第○○○○号

○年○月○日

○○○○様

[諮問庁名 様]

埼玉県個人情報保護審査会 印

主張書面〔資料〕の提出の求めについて

下記1の諮問案件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、個人情報の保護に関する法律第106条第1項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面〔資料〕の提出を求めます。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 主張書面〔資料〕の提出

（1）提出期限

○年○月○日（○）

（2）提出を求める主張書面〔資料〕及び提出方法

任意の様式により作成した書面〔既存の資料の場合は当該資料〕を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された主張書面〔資料〕は、行政不服審査法第81条において準用する同法第78条第1項の規定に基づき閲覧又は写し等の交付を行うことがありますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

なお、別紙において、閲覧又は写し等の交付を行うことにつき「差支えがない」旨の回答のあった主張書面又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁〔審査請求人、参加人〕に対し、個人情報の保護に関する法律第17条第1項の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

FAX：○○○○

(別紙)

諮問第〇号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

氏名 [諮問序名]

この度、埼玉県個人情報保護審査会に提出する主張書面又は資料を、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条において準用する同法第78条第1項に基づき、諮問序〔審査請求人、参加人〕の閲覧又は写し等の交付を行うことは、

- 差支えがない。
 - 適当ではない。
- (適当ではない理由)



様式第8号（第13条関係）（口頭意見陳述を行う意思の確認）

○○○第○○○号
○年○月○日

○○○○様

[諮問序名様]

埼玉県個人情報保護審査会印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴序〕は、下記1の諮問案件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭意見陳述を希望する場合は、下記2に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

1 諒問案件

諮問番号：諮問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、○年○月○日（○）までに、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県個人情報保護審査会事務局に提出してください。

担 当：○○○○

連絡先：○○○○

F A X：○○○○

(別紙)

口頭意見陳述申立書

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

住所

氏名 [諮問序名] 印

電話番号

行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 諮問案件

諮問番号： 諮問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名、年令及び職業

(住所)

(氏名)

(年令)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 審査請求人又は参加人が提出する場合は、押印は不要です。

ウ 2は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

* なお、口頭意見陳述を実施する場合には、その日時については 〇年〇月〇日(〇)午前[午後]〇時〇分頃から、その場所については埼玉県個人情報保護審査会会議室(県政情報センター一分室)を予定しています。

また、口頭意見陳述に出席することができる人数は、原則として、口頭意見陳述の申立人を含め合計3人以内です(埼玉県個人情報保護審査会運営要領第13条第3項)。

口頭意見陳述を希望し上記の予定日時で御都合が悪い場合は、連絡先まで御連絡ください。

様式第9号の1（第13条関係）（口頭意見陳述の承認の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

〇〇〇〇様

〔諮問庁名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

口頭意見陳述の承認について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった口頭意見陳述については、下記のとおり承認することとしたので、通知します。

記

1 諒問案件

諮問番号：諮問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の日時及び場所

① 日時

〇年〇月〇日（〇）〇時から〇時まで

② 場所

埼玉県個人情報保護審査会会議室（県政情報センター一分室）

3 補佐人の同伴〔口頭意見陳述申立人が諮問庁である場合は不要〕

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）〇〇〇〇

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

※ 口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第9号の2（第13条関係）（口頭意見陳述の不承認の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

〇〇〇〇様

〔諮問序名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

口頭意見陳述の不承認について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった口頭意見陳述については、下記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

1 諒問案件

諒問番号：諒問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述を認めないこととした理由

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第10号の1（第14条関係）（主張書面等の提出期限の通知）

○○○第○○○○号
○年○月○日

○○○○様

[諮問庁名様]

埼玉県個人情報保護審査会印

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問案件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 主張書面は資料の提出期限等

（1）提出期限

○年○月○日（○）

（2）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき閲覧又は写し等の交付を行うことがありますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

なお、別紙において、閲覧又は写し等の交付を行うことにつき「差支えがない」旨の回答のあった主張書面又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁〔審査請求人、参加人〕に対し、個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

FAX：○○○○

(別紙)

諮問第〇号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

氏名 [諮問序名] _____

この度、埼玉県個人情報保護審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、諮問庁[審査請求人、参加人]の閲覧又は写し等の交付を行うことは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



様式第10号の2（第14条関係）（追加の主張書面等の提出期限の通知）

○○○第○○○○号

○年○月○日

○○○○様

[諮問庁名 様]

埼玉県個人情報保護審査会 印

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問案件については、○年○月○日付け（記号）第○号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

（1）提出期限

○年○月○日（○）

（2）改めて提出期限を定める理由

（3）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき閲覧又は写し等の交付を行うことがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、追加の主張書面又は資料に添付してください。

なお、別紙において、閲覧又は写し等の交付を行うことにつき「差支えがない」旨の回答のあった主張書面又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁〔審査請求人、参加人〕に対し、個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

FAX：○○○○

(別紙)

諮問第〇号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

氏名 [諮問序名] _____

この度、埼玉県個人情報保護審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、諮問庁[審査請求人、参加人]の閲覧又は写し等の交付を行うことは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



様式第11号の1（第15条関係）（主張書面等の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

〇〇〇様

〔諮問庁名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

主張書面〔資料〕の写しの送付について

下記の諮問案件について、別紙のとおり当審査会に審査請求人〔諮問庁、参加人〕から提出された主張書面〔資料〕の写しを送付します。

記

諮問案件

諮問番号：諮問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第11号の2（第15条関係）（主張書面等の写し等の送付及び追加の意見書等の提出期限の通知）

○○○第○○○○号

○年○月○日

○○○○様

[諮問庁名 様]

埼玉県個人情報保護審査会 印

主張書面〔資料〕の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問案件について、別添のとおり当審査会に諮問庁〔審査請求人、参加人〕から提出された主張書面〔資料〕の写しを送付します。

また、あなたは〔貴庁は〕、下記1の諮問案件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 主張書面又は資料の提出期限等

（1）提出期限

○年○月○日（○）

（2）提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで埼玉県個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき閲覧又は写し等の交付を行うことがありますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

なお、別紙において、閲覧又は写し等の交付を行うことにつき「差支えがない」旨の回答のあった主張書面又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁〔審査請求人、参加人〕に対し、個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定に基づき、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

FAX：○○○○

(別紙)

諮問第〇号

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

氏名 [諮問序名] _____

この度、埼玉県個人情報保護審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、諮問庁[審査請求人、参加人]の閲覧又は写し等の交付に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



様式第12号（第15条関係）（主張書面等の件名等の通知）

○○○第○○○号
○年○月○日

○○○○ 様

[諮問庁名 様]

埼玉県個人情報保護審査会 印

主張書面等の提出について（通知）

下記1の諮問案件について、下記2の主張書面等が審査請求人【諮問庁、参加人】から当審査会に対して提出されたので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第○号

内 容：○○○○○○○○

2 主張書面等

例1 ○○に関する主張書面（濟問庁）

例2 資料○○○（濟問庁）

例3 ○○に関する濟問庁の主張書面に対する主張書面（審査請求人）

担 当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第13号（第15条関係）（主張書面等の閲覧等の求め）

主張畫面等閱覽等請求書

年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

住所

氏名「諧間序名」印

電話番号

下記 1 の諮問案件に関して貴審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づき、閲覧及び写し等の交付を求めます。

記

1 諮問案件

諮詢番号：諮詢第〇号

内 容: 00000000

2 求める主張書面等の名称等

例 1 ○○に関する主張書面（諮詢序）

例 2 資料○○○ (諮詢序)

例3 ○○に関する諮詢庁の主張書面に対する主張書面（審査請求人）

3 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免（※注）

個人情報の保護に関する法律施行条例第22条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県行政不服審査法関係手数料条例第3条第2項において準用する同条例第2条第1項の規定による減免を併せて申請します。

(該当する箇所の□内にレ印を付してください。)

(1) 理由

□ 生活保護法に基づく扶助を受ける必要がある程度に、経済的に困難な状況にあるため。

□ その他 ()

(2) 添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

(「書類名 通数」など適宜記載してください。)

□ 生活保護法に基づく保護決定通知書の写し

その他 ()

※注 主張書面等の写し等の交付に係る手数料の減免を申請する場合に記載してください。減免を申請しない場合は、当該項目は削除してください。

※ 審査請求人又は参加人が提出する場合は、押印は不要です。

様式第14号の1（第15条関係）（閲覧等の承認の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

〇〇〇様

〔諮問庁名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

主張書面等の閲覧等の承認について（通知）

下記1の諮問案件について、〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記2の意見書等の閲覧及び写し等の交付については、〔その一部について〕承認することとしたので、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第15条第5項の規定により、通知します。

記

1 濟問案件

諮問番号：諮問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 閲覧等を承認した主張書面等の名称等

例 〇〇に関する主張書面（諮問庁）

（閲覧等を承認した主張書面等に不開示とする部分があるときは、当該部分及び当該部分を不開示とする理由を明記）

（写しを送付する場合は、その旨を明記）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第14号の2（第15条関係）（閲覧等に異議がある者への通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

〇〇〇様

〔諮問庁名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

主張書面等の閲覧等の承認について（通知）

下記1の諮問案件について、あなた〔貴庁〕から提出された下記の主張書面〔資料〕について、〇年〇月〇日付けで諮問庁〔審査請求人、参加人〕から行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項に基づく閲覧及び写し等の交付の請求がありました。

当該主張書面〔資料〕については、あなた〔貴庁〕から〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧等に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧等の請求について当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、諮問庁〔審査請求人、参加人〕の閲覧及び写し等の交付を認め、当該主張書面〔資料〕に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを承認したので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 閲覧等を承認した主張書面等の名称等

例 〇〇に関する主張書面（濟問庁）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第14号の3（第15条関係）（閲覧等の不承認の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

〇〇〇様

[諮問序名様]

埼玉県個人情報保護審査会印

意見書等の閲覧の不承認について（通知）

下記1の諮問案件について、〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記2の意見書等の閲覧については、下記3の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

1 濟問案件

濟問番号：濟問第〇号

内 容：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 承認しないこととした意見書等の名称

例 資料〇〇〇（濟問序）

3 閲覧を承認しない理由

担 当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第15号の1（第17条関係）（諮詢案件の併合の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○様

〔諮詢庁名様〕

埼玉県個人情報保護審査会印

諮詢案件の併合について（通知）

あなたが諮詢庁に対して行った審査請求に係る下記の諮詢案件は、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第17条の規定に基づき、併合したので、通知します。

〔下記諮詢案件は、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第17条の規定に基づき、併合したので、通知します。〕

記

（諮詢案件）

諮詢番号	内 容	[審査請求人氏名]
諮詢第○号	○○○○○○○○	○○○○
諮詢第○号	○○○○○○○○	○○○○
：	：	：
：	：	：

〔注〕審査請求人氏名を記載することが不適当な場合があるなど、通知内容は、併合される案件により異なり得る。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第15号の2（第17条関係）（諮問案件の分離の通知）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○様

〔諮問序名様〕

埼玉県個人情報保護審査会 印

諮問案件の分離について（通知）

○年○月○日付け○○○第○○○号により併合された旨を通知した下記の諮問案件は、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第17条の規定に基づき分離したので、通知します。

記

（諮問案件）

諮問番号	内 容	[審査請求人氏名]
諮問第○号	○○○○○○○○	○○○○
諮問第○号	○○○○○○○○	○○○○
：	：	：
：	：	：

〔注1〕審査請求人氏名を記載することが不適当な場合があるなど、通知内容は、分離される案件により異なり得る。

〔注2〕事案の内容により、単一の諮問案件を分離することもあり得るが、その場合は、分離されたそれぞれの内容について明記する。

担当：○○○○

連絡先：○○○○

様式第16号（第18条関係）（手続の承継の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

審理手続の承継について（通知）

諮詢（諮詢第〇号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 承継した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 承継の理由

（添付資料）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可決定書（写し）

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第17号の1（第19条関係）（総代の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

総代の選任〔解任〕について（通知）

諮詢（諮詢第〇号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された総代の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任通知書（写し）

※ 謝問番号が未定の場合は、諮詢書の記号番号を記載する。

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

様式第17号の2（第19条関係）（代理人の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

代理人の選任〔解任〕について（通知）

諮詢（諮詢第〇号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第12条に規定する代理人が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された代理人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

- 委任状（写し）
- 代理人解任届（写し）

※ 謝問番号が未定の場合においては、諮詢書の記号番号を記載する。

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

様式第17号の3（第19条関係）（参加人の参加等の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

諮詢序名 印

参加人の参加〔辞退・参加の取消し〕について（通知）

諮詢（諮詢第〇号〔※〕）に係る審査請求事件について、下記のとおり、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第13条に規定に基づき、参加人の参加〔参加人の辞退・取消し〕が決定したので、通知します。

記

参加が決定した〔参加を辞退・取り消した〕参加人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（添付資料）

- 参加許可申請書（写し）
- 参加許可通知書（写し）
- 職権による参加要求書（写し）
- 参加辞退許可申請書（写し）
- 参加辞退許可申請に対する許可書（写し）
- 参加取消通知書（写し）
- 審査請求人に対する参加〔参加の辞退・取消し〕の通知書（写し）

※ 謝問番号が未定の場合においては、諮詢書の記号番号を記載する。

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇

様式第18号（第22条関係）（答申書の交付）

○○○第○○○号

○年○月○日

諮詢序名 樣

埼玉県個人情報保護審査会 印

保有個人情報の開示決定等【保有個人情報の開示請求に係る不作為】についての審査請求について（答申）

〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

○○○○○○○○ (内容を記載)

(別紙)

答申第〇号 (諮詢第〇号)

答 申

- 1 審査会の結論
 - 2 審査請求及び審議の経緯
 - 3 審査請求人の主張の要旨
 - 4 実施機関〔諮詢庁〕の主張の要旨
 - 5 参加人の主張の要旨（参加人がある場合）
 - 6 審査会の判断

〔注〕末尾に、答申に關与した委員の氏名及び審議の経過を記載する。

様式第19号（第22条関係）（答申書の写しの送付）

○○○第○○○○号

○年○月○日

○○○○ 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

答申書の写しの送付について（通知）

下記の諮問案件については、○年○月○日に答申をしたので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問案件

諮問番号：諮問第○号

内 容：○○○○○○○○

担当：○○○○

連絡先：○○○

様式第20号の1（第23条関係）（答申書の更正の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

〇年〇月〇日

諮詢応名様

埼玉県個人情報保護審査会印

答申書の更正について（通知）

〇年〇月〇日付け答申（答申第〇〇号）について、埼玉県個人情報保護審査会運営要領第23条第1項の規定に基づき、別紙のとおり更正したので、通知します。

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇

（別紙）

[注] 任意の形式でよいが、「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

様式第20号の2（第23条関係）（答申書の更正の通知の写しの送付）

○○○第○○○号

○年○月○日

○○○○ 様

埼玉県個人情報保護審査会 印

答申書の更正について（写しの送付）

○○（注：諮問庁のこと）宛の ○年○月○日付け答申（答申第○○号）について、
埼玉県個人情報保護審査会運営要領第23条第1項の規定に基づき、 ○年○月○日に
更正し、諮問庁に対して通知したので、その写しを送付します。

[注] 答申書の更正の写しには、様式第20号の1の通知書面の写しを添付する。

担当：○○○○

連絡先：○○○